

【食品の製造・販売にあたって法令順守徹底のお願い】

先般、機能性食品の「表示違反」として、大手メーカーの商品が摘発されました。大手メーカーを摘発することのインパクトを狙ったのかもしれませんが、これは、昨今の食品表示に係わる法改正等、食の安全に関する規制が強化されてきていることから、行政の「規制強化＝徹底」の姿勢を印象付けるものとなりました。

こうした状況の中、このほど、連合会では「食品の不当表示に関する取締強化」についての情報を入手しました。

大手メーカーが摘発されたこの時期でありますので、行政による「取締強化」の情報は看過できませんので、組合員の皆様に一層のご注意をお願いし、以下の通りご連絡します。

なお、食品業界として同業の会員様には、同様に、ご注意をお願いし、賛助会の皆様にも一斉同送にてご案内申し上げます。

(非食品業界の会員様には趣旨ご理解のうえ、一斉同送にご容赦ください)

平素より法令順守に努力されていることと存じますが、食品業界は違反事例が多いため、監督官庁は積極的に摘発に乗り出しているようです。

今一度、違反が無いかチェックをお願いいたします。

食品を摂取することによって健康や美容効果が期待できることを謳うと「薬機法」や「健康増進法」の違反になり、誤った品質表示は「品質表示法」違反、優良誤認表示は「景品表示法」違反として摘発されます。

以前は大丈夫であった行為も、現在は厳しく処罰されますので、念入りなチェックをお願いいたします。